

大田区奨学金貸付及び返還猶予の特例について

1 大田区奨学金貸付の特例

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変した世帯の方や学校の臨時休業により区奨学金募集に申込みができなかった方を対象として、随時の貸付募集を行う。

(2) 対象者

貸付けを開始する日の1年前から引き続き大田区内に居住する保護者等に扶養されている在學生で、以下に該当する方は、大田区奨学金審議会を経ずに区長が奨学生として認めることができることとする。

ア 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯の方

イ 新型コロナウイルス感染症の影響で定例募集期間内に応募ができなかった方

※現行は対象者に「生計中心者の死亡・障害」を含めているが、「生計中心者の傷病」についても収入減少が見込まれれば対象とする。

(3) 収入の判定基準

上記(2)について、現行では前年の所得を基準としているが、本特例においては令和2年の収入見込額（勤務先等の証明が得られない場合は直近の給与明細書等をもとに算出）により判定できるものとする。なお、貸付判定基準は変更しない。

・収入の判定基準

高校等→世帯の所得が生活保護基準の1.5倍以下の者

大学等→世帯の所得が生活保護基準の2.0倍以下の者

・対象となる例

直近3か月の給与等の収入額×4 ≤ 上記貸付の判定基準

(4) 貸付期間

上記(2)に該当する場合は、申込者が希望すれば令和2年度の4月分に遡及し貸付けする。

(5) 募集時期の拡大

令和2年度については、定例の募集期間以外に随時の募集を行い、通年の申込みを可能とする。

(6) 随時募集開始

令和2年6月22日（月）（予定）

(7) 人材確保型特別減免制度の適用

本貸付の特例についても「人材確保型特別減免制度」を適用する。

(8) その他

以下の内容は現行どおりとする。

・貸付額（月額）

学校区分	国公立	私立
高校等	14,000円以内	26,000円以内
大学等	35,000円以内	44,000円以内

・学業成績の判定基準

高校等→なし

大学等→5段階評価で平均 3.0 以上

・貸付金は無利子である。

※返還開始後 20 年以内に完納できない場合、残元金に対し年 10.95%の延滞金が発生する。

2 大田区奨学金返還猶予の特例

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変し、区奨学金の返還が困難となった方を対象として、特例により返還猶予を実施する。

(2) 対象

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う家計急変（解雇、休職、倒産、休業、営業停止、売上の減少等）により奨学金の期限内での返還が困難な方

(3) 収入減少の判定基準

①令和 2 年 2 月以降の任意の期間（1 か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね 20%以上減少している場合（住民税の徴収猶予基準に準じる）

②令和 2 年の収入見込額が住民税非課税世帯に該当する場合

(4) 返還猶予期間

申請者が希望する期間で最長 1 年間

※令和 2 年 4 月への遡及を認める。ただし、既返還分の返金を行わない。

(5) 受付開始

令和 2 年 6 月 22 日（月）（予定）

3 広報

区ホームページ・区報への掲載、Twitter の活用、直近 5 年に採用実績のある学校（約 400 校）へのチラシ配布を行う。返還猶予については、返還者へ納入通知書と一緒に案内を送付する。